

現金出納検査の結果

地方自治法第235条の2第1項の規定に基づく、現金出納検査の結果は次のとおりです。

検査対象月	検査期日	検査の対象
平成30年3月	平成30年5月30日	<ul style="list-style-type: none">・一般会計及び特別会計の現金出納 (中央卸売市場事業会計を含む。)・水道事業会計及び下水道事業会計の現金出納

【結果】

現金出納額、月末における現金及び預金残高並びにその計数は、会計諸帳簿と照合の結果、水道事業会計において、振替伝票作成漏れのため営業未払金の残高に不足が生じていた。その他の会計においては、相互符合し、正確であると認められた。